

(案)

気候変動影響評価等小委員会の設置について

平成 25 年 7 月 2 日
地球環境部会決定
平成 28 年 9 月 12 日
一 部 改 正
平成 年 月 日
一 部 改 正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 地球環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、気候変動影響評価等小委員会を置く。
2. 気候変動影響評価等小委員会は、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）に基づき、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、気候変動影響の総合的な評価について審議する。

(案)

気候変動影響評価等小委員会の設置について

平成 25 年 7 月 2 日
地球環境部会決定
平成 28 年 9 月 12 日
一部改正
平成 年 月 日
一部改正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 地球環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、気候変動影響評価等小委員会を置く。
2. 気候変動影響評価等小委員会は、気候変動適応法気候変動の影響への適応計画（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定平成 30 年法律第 50 号）に基づきを踏まえ、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、気候変動影響の総合的な評価気候変動が日本にあたえる影響及びリスクの評価について審議する。